### 甲府法人会たより



写真: 広報委員提供

### めざします。企業の繁栄と社会への貢献





### 主な内容 ■

甲府税務署長 着任ごあいさつ 第12回定時総会 源泉部会講習会 等 タオル等寄贈 税金教室 令和5年度税制改正に関する提言 法律相談Q&A・税務相談Q&A

# 着任のごあいさつ



# 甲府税務署長 福井秀 二

とお慶び申し上げます。会の皆様には、ますます御清栄のこと会の皆様には、ますます御清栄のこと

ございます。 監理官から転任して参りました福井で 野の大事異動で甲府税務署長を

ます。 長谷山同様、よろしくお願い申し上げことは大変光栄に存じます。 前任のが、歴史と伝統ある甲府に勤務できるが 山梨県での勤務は初めてとなります

で大いに賑わっております。札幌や小ります。余市町は、山と海に囲まれ、ちはニシン漁で栄え、「ソーラン節」古くはニシン漁で栄え、「ソーラン節」時にリンゴ、ブドウ、ナシの産地として特にリンゴ、ブドウ、ナシの産地として特にリンゴ、ブドウ、ナシの産地として特にリンゴ、ブドウ、ナシの産地としてもない。余市町は、山と海に囲まれ、私の出身地は、北海道の余市町になるの出身地は、北海道の余市町になるの代がに賑わっております。札幌や小

ださい。
ち着きましたら、是非、一度お訪ねく
りからも近いので、コロナ禍の状況が落

ます。 援を賜り、先ずは厚く御礼申し上げ 運営に格別の御理解と御協力、御支 様には、平素から円滑な税務行政の

派遣、 「企業の税務コンプライアンス向上のた ラインによる「親子で学ぶ税金教室」 など、次の世代を担う子供達への租税 る絵はがきコンクールの作品募集、オン の開催や小学校での租税教室への講師 知識の普及を目的とした各種研修会 発展を支援し、地域の振興に寄与し、 団体」という理念の下、税の啓発、 国と社会の繁栄に貢献する経営者の 一税のオピニオンリーダーとして企業の 甲府法人会の皆様におかれましては、 育に積極的に取り組まれたほか、 税に関する習字展、 税に関す 税

て、コロナ禍の状況が落 ります。 熱意に心か

一次の自主点検チェックシート」の活用の呼びかけや、適正な申告納税制度の 等の寄贈など、社会貢献活動も積極 等の寄贈など、社会貢献活動も積極 的に実施しておられます。皆様のこう 的に実施しておられます。皆様のこう いった活動は、私ども税務行政に携わ る者として大変心強く感じますとと もに、高野会長をはじめ会員の皆様の る者として大変心強く感じますとと る者として大変心強く感じますとと あまに心から敬意を表する次第であ 熱意に心から敬意を表する次第であ 熱意に心から敬意を表する次第であ

私どもは、このような甲府法人会の活動に対しまして、引き続き相互の協調関係を維持しつつ、皆様の活動の一助となれますよう、各種研修会への一助となれますよう、各種研修会へのをさせていただきたいと考えております。

早期の登録申請をお願いいたします。 えられますので、e-Taxを通じて ざいます。 説明会の開催など、 確認などの対応が必要となるものと考 者の方は、 なるために登録を予定されている事業 に御協力いただきましてありがとうご 人会の皆様には、 イス制度)が開始されます。 さて、 「適格請求書等保存方式」(インボ 令和5年10月1日から消費税 売上先や仕入先との連絡や 適格請求書発行事業者に 税務署と連携した 制度の周知・広報 甲府法

お願いいたします。 非、ご利用をご検討いただきますよう 用いただいていない会員の皆様には、 力を賜りますとともに、まだ、 の周知・広報にも御協力をいただいて にはこれまでも「キャッシュレス納付」 指しております。 効と考えておりまして、 コロナウイルス感染症拡大防止の観点 ています。特に「キャッシュレス納付」は、 おりますが、今後とも引き続き御協 までに利用割合を4割とすることを目 からも、 金管理に伴うコスト縮減のほか、新型 納税者の利便性向上と社会全体の を目指し、 続きが税務署に行かずにできる社会 また、 非対面の納付手段として有 国税庁ではあらゆる税務 オンラインの利用を推進し 甲府法人会の皆様 令和7年度末 是 利 現

拶とさせていただきます。 電後になりますが、公益社団法人 最後になりますが、公益社団法人 最後になりますが、公益社団法人

### 第 12 回定時総会を開催

業約100社が出席しました。 5月17日、甲府記念日ホテルにおいて、 第12回定時総会を開催し、

会員企

当会の会員企業が、

甲府税務署による優良申告法人の表敬

回理事会決議を経て上程された議案 承認されました。 補選の議案が審議され、満場一致にて の審議を行い、令和3年度決算、役員 本総会は髙野会長の挨拶の後、 第 35

とeLTAX(地方税ポータルシステ 事業などに一層力を入れていくことな ム)の推進をはかることと、社会貢献 ax(国税電子申告・納税システム) 発活動」の拡大について、特にe―T 令和4年度は、「税知識の普及・啓

> 彰式では、当会に永年ご尽力をいただ いた役員に対する表彰を行いました。 どを確認しました。 定時総会後の表

### 新役員(敬称略)

岩**理** 下

浩事

### 功労者表彰受彰者

雨宮俊彦

理事

(穴切支部 支部長

理事 望月英昭

機械金属工業団地支部 支部長

理事

飯沼良二

株ジュエリーイイヌマ

(山城支部 副支部長)

浅川俊之

理事

**有浅川興業** (武川支部 支部長

※飯沼氏と浅川氏は会員増強 功績による表彰です。

甲府信用金庫

### (敬称略)

山梨県機械金属工業団地協



山梨トヨタ自動車株式会社 佐々木社長(右)



株式会社Dplan 高城社長(右)



株式会社中村建設 中村社長(右)

をはじめとする幹部職員の皆様が 各社を訪問され、 表敬状を手渡しま

※優良申告法人とは……税務当局が適正 けた法人のことです。 署長が表敬する制度に則り、 た」申告内容である法人に対して税務 査のうえ、「申告納税制度の本旨に即し な申告・納税を行っているか確認・審 表敬を受

# (子) (当会の会員関係)

章された当会の会員の方々をご紹介 おめでとうございます。 します。受章されました皆様、 令和4年の春の叙勲において、 誠に

### 旭日双 光章

での全6回行います。

株式会社ミヤウチ 宮

内 啓 友

氏

の田中上席調査官が務めました。

講師は甲府税務署源泉所得税

担

旭日単光章

能です。多くの皆様のご参加をお待

したい内容の日程だけのご参加も可

本講習会は研修内容により、

受講

ちしています。

株式会社オーテックエレクトロニクス 和 男 氏

### 黄 綬 褒 章

村 義 之

氏

宗教法人稲積神社

根

津

泰

昇

氏

藍 綬 褒 株式会社大栄測量

大



会場とオンライン

# 子帳簿保存の経理

れ第1回を開催しました。両会場と も初級講座と上級講座を来年1月ま か、3年ぶりに韮崎会場においても 翌23日に韮崎会場のそれぞ 当 ただきました。 場参加と60名のオンライン視聴をい する予定の「インボイス制 一電子帳簿保存の経理事務」について 研修会を開催しました。 6月15日、 国税関係の帳簿書類に関する 来年10月からスター 12名の会 度

府会場、

開催することとなり、

6 月 22 日 に

源泉部会講習会は、

甲府会場

0

ら多くの質問が寄せられました。 りやすく説明していただきました。 が務め、具体例を提示しながら、 講師は甲府税務署の玉浦上席調査官 研修会終了後には、 会場参加者か 分か



ら13名が参加されました。 たセミナーを毎年開催しています。 女性社員の意欲及び能力向上を目指し 7月14日、第1回のセミナーを 山梨県法人会連合会では、企業内の 県内各地の法人会会員企業か 開

0 概 1

り入れるなど和やかな雰囲気で進め ました。さらにグループワークも取 られました。 な方法などについてお話しいただき 顧客の満足度を高めるための具体的 新人・若手社員向けの接遇マナー ング株式会社の樋川様が務められ、 講師は山梨中銀経営コンサルテ

### 甲府税務署 異動関係 法人会に関係する職員のご紹介(敬称略)



法人課税第1部門 統括官 中島幹夫

初めての山梨県勤務となります。会活動を盛り上げていけるよう、精一杯努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。



副署長 関川 進

甲府署勤務2年目になります。法人会がより注目される団体となるよう 積極的な提案及び支援をいたします。よろしくお願いいたします。



法人課稅第2部門源泉審理担当 田中南海子

甲府署勤務2年目となりました。皆様の活動の一助となれますよう努めさせていただきたいと存じます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



法人課税第1部門 法人審理担当 下 浦 将 憲

前年に引き続き、法人会担当 となりました。会活動の一助と なれますよう、頑張って参りま す。よろしくお願いいたします。



法人課税第2部門 統括官 赤川寿治

甲府署勤務2年目となります。会活動に貢献できるように 努めてまいります。本年も一年 間よろしくお願いいたします。

### 令和4事務年度·法人系統職員新旧対照表

(令和4年7月10日)

	新	メンバー	旧メンバー		
官職	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等	
署長	福井 秀二	東京国税局 課税第二部 酒類監理官	長谷山 信也	ご 退 職	
副署長	関川 進	(留任)	関川 進	(留任)	
法人課税第1部門統 括 官	中島 幹夫	東京上野税務署 法人課税第3部門 統括官	梅津  寛	足立税務署 法人課税第1部門 統括官	
法人課税第2部門統 括 官	赤川 寿治	(留任)	赤川 寿治	(留任)	
法人課税第1部門法人審理担当	玉浦 将憲	(留任)	玉浦 将憲	(留任)	
法人課税第2部門源泉審理担当	田中 南海子	(留任)	田中 南海子	(留任)	

した。

女性部会及び青年部会ともに、

令和

沿って、特に租税教育活動に注力して

両部会ともに、承認された事業計画に 計画が満場一致にて承認されました。 3年度の事業報告と令和4年度の事業

活動を進めていきます。

### 署長をはじめとする幹部職員の皆様、 度協力 3社の皆様に ご出席いただきま 親会から関副会長、法人会福利厚生制 て開催しました。甲府税務署の長谷山 第12回定時総会を古名屋ホテルにおい 5 月 11 租税教育活動を積極的に 旦 青年部会及び女性部会の 定時総会を開催 ・女性部会の 取り組むことを承認

## 社会貢献活動

キャ

ッシュレ

ス納付

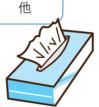
推進事業に協

梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈し シュ、使用済み切手などの品々を、 ら寄せられたタオル、石けん、ティッ 会連合会は、 8月3日、 定時総会の出席者などか 甲府法人会と山梨県法人 Ш

県社会福祉協議会の小澤常務理事に、 設などに贈られます。 それぞれタオル等をお渡しました。 祉保健部障害福祉課の山本課長、 会福祉協議会を通じて、 これらの品々は、 寄贈式では、 髙野会長から山梨県福 山梨県と山梨県社 県内の福祉施 山梨



寄せられた品々 タオル類 石けん類 箱ティッシュ ポケットティッシュ 使用済み切手 未使用テレホンカード



680 枚

42個

76個

42個

6.6kg

19枚



山梨県社会福祉協議会への寄贈



山梨県への寄贈



パンフレット配布を終えての記念撮影

ジェクト」をスタートしました。 関などと協働で、県下一斉の「納付書 レス・キャッシュレス納付推進プ 会など県内の法人会は、県内の金融機 4月21日には甲府駅前でのパン 山梨県法人会連合会および甲府法人 フ П

携してキャッシュレス等を働きかける 副会長が参加しました。 レット配布が行われ、当会からは、 今後も行政・金融機関・法人会が連 関

### 青年部会・女性部会が実施した「税金教室|

実施日	学校名	講師
4月26日(火)	韮崎市立穂坂小学校	飯島朱美 氏(女性部会) 秋山加代子 氏(女性部会) 永井理恵 氏(女性部会)
5月23日(月)	甲府市立中道北小学校	飯島禎典 氏(青年部会)藤田尚晋 氏(青年部会)
5月24日(火)	甲斐市立双葉東小学校	丸茂正樹 氏(青年部会) 大木賢太郎 氏(青年部会) 竹野幹男 氏(青年部会) 遠藤宗和 氏(青年部会)
5月27日(金)	北杜市立高根西小学校	阿部 誠 氏(青年部会) 笠井健弘 氏(青年部会)
6月 8日(水)	北杜市立明野小学校	田中雅貴 氏(青年部会) 日原孝樹 氏(青年部会)
7月11日(月)	甲府市立千代田小学校	鮫田光一 氏(青年部会)
7月13日(水)	南アルプス市立落合小学校	雨宮恵美 氏(女性部会) 秋山加代子 氏(女性部会)
7月15日(金)	甲府市立羽黒小学校	阿部 誠 氏(青年部会) 竹野幹男 氏(青年部会)
7月19日(火)	中央市立三村小学校	飯島朱美 氏(女性部会) 秋山加代子 氏(女性部会) 永井理恵 氏(女性部会)
7月20日(水)	北杜市立長坂小学校	大木賢太郎 氏(青年部会) 日原孝樹 氏(青年部会) 長澤 修 氏(青年部会)

としており、小学校の1学期である4 の「税金教室」の開催をその活動の柱 会を中心に租税教育活動の実施に力を 月から7月にかけての「税金教室」の 入れています。特に小学校を訪問して 甲府法人会では、青年部会と女性部

組んでいきます。

引き続き2学期以降も積極的に取り

受けていただきました。 開催状況は下の表のとおりです。 室」を開催し、合計400名の児童に 小学校10校において16回の「税金教



5月24日(火) 甲斐市立双葉東小学校



7月13日(水) 南アルプス市立落合小学校



4月26日(火) 韮崎市立穂坂小学校



6月8日(水) 北杜市立明野小学校

### 令和5年度 アンケート調査結果 税制改正に関する

回 阿 答 答 率 数 対象件数 3, 104社 (令和4年4月実施) 答率 3 8 7 社 12 . 5 %

> げる、またアメリカでは経済再生のた けて法人税率19%を最高25%に引上

> > 7

4 19.0%

③ 23.0%

128

89

73

95

1 24.7%

② 33.2%

た財政状況を受け、財政健全化に向

一方、イギリスではコロナ禍で悪化し

を実施しました。このアンケート 制改正に関するアンケート調査 甲府法人会では、本年4月に「税

調査は全会員企業を対象に実施 し、本年は387社の会員企業の

の「令和5年度税制改正に関する 皆様からご回答をいただき、当会

提言」の参考とさせていただきま した。ご協力誠にありがとうござ

いました。





視すべき点について、以下より2つ以

内で選んで下さい

令和5年度税制改正を検討するにあ たり、中小企業向けの税制で特に重

公共工事などの入札では、賃上げを

た。また、政府が実施する物品調達や

ています。あなたの会社では今年の賃 行う企業を優遇する制度も検討され

上げについてどう対応しますか。

税額控除できる措置に拡充されまし

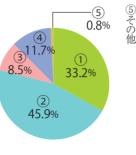
中小企業向け税制

1



り方についてどう考えますか 今後の日本の法人税率(23・2%)のあ 行2%)に引上げる動きがあります。 めの財源として、法人税率を28%(現

④わからない ③法人税率を引上げる ②現行水準で良い



1	2	3	4	(5)	合計
28	177	33	45	3	386

### 法人税/法人税率

昨年10月、OECD加盟国を含む 136カ国・地域は、法人税の国際的 きた法人税の引下げ競争に歯止めが 合意し、長年にわたり各国で続いて な最低税率を15%に設定することで かかることとなりました。

5 5.5% 7.8% 4 9.6%	2.4%
<u>3</u> 26.5%	22.0%

)	2	3	4	(5)	
7	149	179	65	37	

配の好循環」の実現に向けて、積極的 令和4年度税制改正では、「成長と分 法人関係/企業の賃上げ 合、給与等支給増加額の最大4%を 講じられました。例えば、中小企業に な賃上げ等を促すための税制措置が 前年度比1・5%以上)等を行った場 上の賃上げ(雇用者給与等支給額が おける所得拡大促進税制では、一定以

⑦その他 ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大 ①法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等 ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充 ④役員給与の損金算入の拡充 (6) 7 合計 16 676

④その他

合計 385 ②税制の見直しにかかわらず賃上げする

③税制が見直されても賃上げはしない

①税制が見直されたことを踏まえ、賃上げを考

1)	2	3	4	(5)	
77	149	179	65	37	

17

の抜本的な拡充(全株式を対象に納 の代替わりを促進するため、10年間の 平成30年度税制改正では、中小企業 特例措置(令和9年12月末日まで)と して、相続税・贈与税の納税猶予制度

あなたの会社の事業承継の状況につ 計画」を提出する必要がありますが、 令和6年3月末日までに「特例承継 た。本特例制度を適用するためには、 税猶予割合が100%)が行われまし

①特例承継計画を提出した

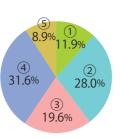
いてお聞かせください

②これから特例承継計画を提出する予定であ

④当面、事業承継を行う予定はない ③本特例制度を適用しないで事業承継を行う

⑤事業を承継しない

⑥その他



(3)

110

157

録申請した

②免税事業者ではあるが、課税事業者となって

登録申請をする(又は登録申請した)

①課税事業者であり、登録申請をする(又は登

5 7.8%

<u>4</u> 22.0%

③ 16.1%

153

49

(4)

8.9% <sub>11.9%</sub> 4 22 31.6% 28.0%

⑤その他

④欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産

と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは

免除する制度の創設を求める

合計

消費税/インボイス制度②

インボイス制度の導入に向け、

昨年

50

の会社における登録申請予定をお聞 の登録申請が始まりました。あなた 10月より「適格請求書発行事業者」

かせください

③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期

限の延長を求める

②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる

拡充を求める

①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等

税制支援策を講じています。これま での改正を踏まえて、事業承継税制 政府は、事業承継を促進するための について特に重視すべき点を2つ以 内で選んで下さい

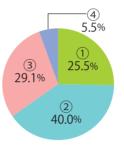
-<u>1</u> 2.6% ② 13.5% 15.4% ③ 15.6% 8.3% 44.5%

			_	
1	2	3		
10	52	60		
	4	(5)	6	合計 384
	171	32	59	384

①導入には賛成である

ることについて、どう考えますか。

④その他



1	2	3	4	合計
98	154	112	21	385

③わからない ②導入には反対である

1	2	3	4	合
98	154	112	21	3

③免税事業者であるが、登録申請をするか検討 中である

政府は、一般投資家に配慮しつつ、市場

⑤その他 ④登録申請をする予定はない

保存方式(いわゆるインボイス制度 令和5年10月1日から適格請求書等

消費税/インボイス制度①

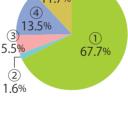
らの仕入れについては、仕入税額控除

者(課税売上高1,000万円以下)か が導入されます。同制度は、免税事業

務負担の増加などの問題が指摘され

することができなくなることや、事

ています。インボイス制度が導入され



1	2	3	4	(5)	合計
260	6	21	52	45	384

見直すことについて、どう考えます こととしています。金融所得課税を する課税のあり方について検討する (配当金、利子、株式譲渡益など)に対 への影響等も踏まえながら、金融所得

①金融所得への課税を強化する

②課税事業者にならなければ取引は難しい

④取引をするかしないかについて検討してい ③6年間の経過措置が終了するまでは取引を ない 行うが、その後については検討していない



⑤ 合計

⑤その他

41.0%

② 13.1%

3

60

29



地方税/固定資産税

税に適していると言われています。そ が景気に左右されないことから地方 トを占める固定資産税は、その税収 合、特に重視すべき点を2つ以内で選 ます。固定資産税を見直すとした場 本的な見直しが必要との意見があり の一方で、負担感の高まりなどから抜 地方の自主財源として大きなウエイ んで下さい

\_⑤ 2.1% ②現状のままでよい ⑤その他 ④わからない ③金融所得への課税を軽減する 4 16.1% 19.0% ② 35.1% ③ 27.8%

の方も含む)にお聞きします。インボ ではあるが、課税事業者となる予定 課税事業者の方(現在は免税事業者

イス制度導入後の免税事業者との取

消費税/インボイス制度③

引についてお考えをお聞かせくださ

い(免税事業者の方は、空欄のままで

1	2	3	4	(5)	合計
62	135	107	73	8	385

政府は、マイナンバーカードを新規に

マイナンバーカード

-(6)

4 9.0% 9.0%	2.6%
3 36.7%	22.9%

1	2	3	4	(5)	6	合計
115	133	213	52	52	15	580

⑤わからない

⑥その他

④免税点を大幅に引き上げる

③償却資産 (事業用資産) ②家屋の評価方法を見直す

への課税は廃止を

⑥普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取

得しない

る)が、各種登録は行わない

⑤マイナンバーカードは取得する(取得してい

含めて見直す

①商業地等の宅地の評価方法を見直す

を付与するなどのカード普及策を の登録を行った方にマイナポイント 用申込みを行った方、公金受取口座 取得した方、健康保険証としての利 考えをお聞かせください 行っています。この普及策についての

①マイナンバーカードを取得し(取得してお り)、健康保険証のみ利用申込みする

②マイナンバーカードを取得し(取得してお ③マイナンバーカードを取得し(取得してお り)、健康保険証と公金受取口座の登録だけ り)、公金受取口座のみ登録する

③歳出削減を中心に対応する

④負担増を中心に対応する

②税の自然増収と歳出削減で対応する

①歳出の削減と負担増の両方で対応する

④マイナンバーカードを取得し(取得してお り)、上記①~③以外にも各種登録を行う

> ⑥その他 ⑤わからない

2 1.9% 6 18.5% 18.3% 我が国の財政は国と地方の長期債務 ③ 9.5% ⑤ 26.5% 4 25.4%

残高が1200兆円を超し、先進国の に、2022年より団塊の世代が後期 中でも突出して悪化しています。さら 健全化をどう進めるべきだと考えま の負担の先送りを回避するため、財政 のスピードで少子高齢化が進み、かつ 構造問題を抱えています。将来世代へ まれています。我が国は先進国で最速 介護の給付費が急増することが見込 高齢者に入ることから、今後、医療と 人口が減少するという極めて深刻な

②給付水準をある程度下げて、

現行の負担を 負担も減らす

維持する

①給付水準を大幅に引き下げ、

(3) 1 (2) 69 36 7 4 (5) 合計 100 378 96

社会保障制度

⑥その他 ③現行の給付水準を保つため、 4.4% ④給付水準をさらに拡充させ、 ⑤わからない 担の増加はやむを得ない 増加もやむを得ない 8.6% ② 35.5% (3) 36.0% ある程度の負 大幅な負担 2 3 32 136 138 (4) (5) (6) 合計

383

### <u>4</u> 2.1% ① 32.6% 12.8% 31.1% ② 15.9%

1	2	3	
125	61	119	
<b>(4</b> )	(5)	<b>(6)</b>	合計
8	49	21	383

### ■従業員数

■ ル未央奴					
	回答数				
4人以下	91				
5~19人	131				
20~99人	113				
100~299人	31				
300 人以上	12				
合 計	378				

33

■削事業年度の申告状況				
	回答数			
黒字申告	254			
赤字申告	78			
回答保留・その他	44			
合 計	376			

### ■容士々

■貝平立					
	回答数				
1千万円以下	189				
1千万円超~5千万円以下	140				
5千万円超~1億円以下	30				
1億円超~3億円以下	3				
3億円超~5億円以下	5				
5 億円超	8				
合 計	375				

### ■合目反分

の高齢者になり始めるなど、社会保障

令和4年には団塊の世代が75歳以上

世代中心というこれまでの社会保障

の構造を見直し、少しでも多くの人に

力に応じた負担を求めることとして

「支える側」に回ってもらうことや、能

ンスについてどう考えますか。 います。社会保障の給付と負担のバラ 府は、給付は高齢者中心、負担は現役

給付費の急増が見込まれています。政

■太良四刀	
	回答数
税制委員	4
役員(税制委員を除く)	27
一般会員	293
合 計	324

### ■主たる業種

	回答数
製造業	82
建設·土木·不動産	84
卸売・小売・飲食	93
サービス	53
その他	66
合 計	378

# 【ご回答いただいた内訳】

# 税制委員会

# 令和5年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和5年度税制改正に

関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。

委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と

全国法人会総連合に提出しました。

# 令和5年度税制改正に関する提言一般社団法人山梨県法人会連合会

総論〉

きである。
を表明しているが施策として挙げられてを表明しているが施策として挙げられて
を表明に歪みが生じている。税制の
の大原則に歪みが生じている。税制の
の大原則に歪みが生じている。税制の
の大原則に歪みが生じているが施策として挙げられて

### 財政健全化に向けて

態に陥っている。 米国などの先進国と比較して劣悪な状円で過去最大となり、ドイツ、英国、円を過去最大となり、ドイツ、英国、財務省が発表した日本の借金は、

政府は「経済財政運営と改革の基本

方針2021」でデフレ脱却・経済再生に取り組み600兆円経済の早期実現を目指す。また、財政健全化目標については2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げを目指すことを堅持するとしている。この試算は経済成長率を前提にしているが、1991年から2020年度の成長率の平均は0・7%に留まっている。

厚生年金、健康保険が適用されるパー

でも実現できていない。
2010年代初頭に達成するはずであったが、2度の消費税増税を経た今目標は小泉政権が2002年に掲げ、基礎的財政収支を黒字化するという

政府の従来の試算は補正予算を前提としていないが実際には毎年のようにとしていないが実際には毎年のようにとしていないが実際には毎年のようにとしていないが実際には毎年のようにとしていないが実際には毎年のように

### 社会保障制度について

2021年の日本の出生数は84万介護の負担軽減などを検討するというや勤労者皆保険の実現、家庭におけるの投資」の観点から子育て支援の強化の投資」の観点から子育て支援の強化の投資」の観点がら

サイクルや家庭の事情に応じて多様な立しやすい労働環境を作るにはライフならない課題である。育児や介護と両ど少子化対策は早急に対処しなければ新し、仕事と育児の両立支援の充実な2897人と6年連続で過去最少を更

また、企業が保険料を半額負担するないようにする改革が肝要である。労働者や企業の雇い方の選択をゆがめ重要になる。それには社会保障制度が

このような施策については理解できげられる。 | 間以上働く人に限られているが本年10 | 間以上働く人に限られているが本年10 | で週20時

このような施策については理解できるが、最重要課題のひとつである給付と負担の見直しは先送りされた。社会保障給付は2021年度予算ベースでイ29・6兆円で2000年度実績の約1・7倍に膨らんだ。現役世代の負担増からがるために年金、医療、介護をやわらげるために年金、医療、介護をやわらげるために年金、医療、介護をやわらげるために年金、医療、介護の給付を抑制しつつ負担能力のある高

### 行政改革の徹底について

省庁で自台体でいこ異なっている、ず行政サービスが非効率になっている。いだデータのやり取りがスムーズに行え轄意識が根強く、省庁や自治体をまた目本の省庁や自治体は役割分担や管

は必要といえるが、これまでも政府は は必要といえるが、これまでも政府は は必要といえるが、これまでも政府は きたが期待する効果はあがっていない。 きたが期待する効果はあがっていない。 また、昨年から議論されてきた国会 また、昨年から議論されてきた国会 また、昨年から議論されてきた国会 また、昨年から議論されてきた国会

革を断行することを強く要望する。 求めるためには国、 した改革を速やかに実行すべきである。 以下の諸施策について期限を定め改 い経済状況の中、 地方において徹底 国民に痛みを

- ② 国、地方公務員の人員削減、能力を 重視した賃金体系による人件費の抑 情にあった定数の削減、歳費の抑制 抑制、地方議員については地域の実 国会議員の議員定数の削減、歳費の
- ③ 特別会計と独立行政法人の無駄の削
- 政党助成金の削減

### 人稅 関

法人税改革の必要性に

0

が表明された。 税率を19%から25%へ引き上げること げ、英国においては大企業向けの法人 邦法人税率を21%から28%への引き上 財源確保を主目的として米国は連伝人税改革の国際的な議論が進展

れている。
却後の財政再建に着手する姿勢が くとも15%」とすることを合意し新型 およそ140の国が最低税率を「少な 力開発機構(OECD)加盟国を含む 最低税率について2021年に経済協 コロナウイルスによる経済危機から脱 また、企業の課税逃れを防ぐための 2示さ

40%から23・2%まで引き下げられた。 八税改革という政策の下で法人税率が日本は平成の30年間に成長志向の法

> と地方の財政赤字が拡大した。 障の膨張による歳出増に追いつけず国 その一方で消費税率は10%まで引き上 られたが、財源調達は低下し社会保

論を打ち出すべきであった。 えれば他国に先んじて法人税改革の議 を突破し、主要国最悪の財政状況を考 国・地方の債務残高が1,200兆円

税、法人住民税、法人事業税を合せた税の高い、低いを判断するには法人懸念の声があるかもしれないが、法人思いは、人間の高い、低いを判断するには法人の方があるかもしれないが、法人の方が表している。 は法定税率に近い負担になっていると企業の負担率が低く、一方で中小企業 29・74%の6割弱で特に巨大グローバル負担率は20%を下回っていて実効税率 の調査結果が出ている。 前利益)を見る必要があり、実際の税 の多寡を示す数値(法人税等:税引き 実効税率ではなく企業の実際の税負担

際にはどの程度の税負担をしているの日本経済の基盤である巨大企業が実 を超え9年連続過去最高を更新し負担 り、企業が蓄えた内部留保は484兆 能力を裏付けている。 か、それを踏まえた議論が必要であ

### 受取配当等の益金不算入制度の 見直しについて

2

関係会社からの株式配当金は全額が益会社や持ち株比率が3分の1を超える度は株式の100%を保有する完全子現行の受取配当金等の益金不算入制 金不算入になっている。

5% 超の企業からの配当金は半額を益また、持ち株比率が3分の1以下で

課税ベースを縮小している要因となっ配当金の20%が益金算入となっていて ている。 金算入、持株比率が5%以下の場合は

を強いていることから大企業にも応分いえる。国民に消費税増税という痛み の負担を求めるべきである。 量のある大企業に対しても優遇措置と 同時に投資活動へ注力できるほど資金 資の配当だけを優遇する措置であり、 この受取配当金の課税除外は株式投

## 中小企業の基準見直しについて

適用対象企業が2019年度は2万社直後の2005年度2万8千社あった 動きが続いている。外形標準課税導入的に資本金を減らして中小企業になる に減っている。 大企業が税で優遇を受けることを目

いる。 となり節税狙いの減資が可能となって 金の区分で税負担が違うことが抜け穴できる。収益力などにかかわらず資本 中小企業になれば課税を免れることがなどに応じて納めなければならないが課税である。大企業は赤字でも人件費

洞化してしまう。 を活用している以上赤字企業にも一定 な動きを認めれば外形標準の理念が空 の対価を払ってもらう意義があるため、 が、外形標準には地域の行政サービス 減資は経営難を乗り切る一助にはなる 経営難だからといって課税逃れのよう コロナ禍に直面した大企業にとって

> である。 年の税制改正ではほとんど議論されず き慎重に検討を行う」と書かれただけ 適用対象法人のあり方について引き続 ところが政府与党の対応は鈍く、 昨

改めるべきである。 価格交渉等で弱い立場に立たされてい とするのが理想であるが、中小企業が より事業規模を適切にとらえる指標に 資本金ではなく、売上高や総資産など、 ることも念頭に置き、課税の線引きを 外形標準課税はすべての企業を対象

府県に納税する法人事業税の外形標準減資で大きな効果が生じるのは都道

### 役員給与の損金算入につ

されるが、役員給与については、一定使用人に対する給与は原則損金算入 ている。 の給与以外のものは損金不算入となっ

見直すこと。 るものを除いて損金算入できるように恣意性のあるものなど課税上弊害があ 役員給与は職務執行の対価であり、

を認めるべきである。 族会社も一定の要件のもとに損金算入 のモチベーションを高める観点から同 また、業績連動給与について経営者

### 慶弔費等の交際費から の除外

5

の金額は損金不算入となっている。し 地等から法人税法上その全額又は一部 企業の体質強化を図るという政策的見 を節約して企業の自己資本を充実し、 法人が支出する交際費等の額は冗費 得意先、仕入先等の慶弔に際し

際費から除外すべきである。額の範囲内であることを要件として交通念上必要であるため、通常要する金支出する金品等の費用については社会

# 9. 中小企業の活性化に資する措置

### 中小法人の軽減税率について

中小法人(資本金1億円以下で資本金5億円以上である法人の100%子金5億円以上である法人の100%子措置となっていて、2023年4月1日開始事業年度以後は19%に引き上げられる。

**(4)** 

程度に引き上げること。 軽減税率適用所得金額を1,600万円来800万円以下に据え置かれている来800万円以下に据え置かれている中小企業活性化のために現行の15%

# ②中小企業の減価償却方法について

2016年度税制改正で建物附属設法が廃止され、定額法に変更された。また、全ての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議論がある。 とかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間に均等に価値が減少していくのでは、早期の費用化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲れ、中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法との選別の懸念があるため定率法との選別の懸念があるため定率法との選別の懸念があること。

# に資する措置中小企業の技術革新など経済活性化

中小企業の技術革新など経済活性化

②少額減価償却資産の取得価額の損金②少額減価償却資産の取得価額の損金

# 税の特例措置。 「中小企業の先端設備に係る固定資産

弾力的に対処すべきである。 課期日)が迫った申請や認定について続きを簡素化するとともに事業年度(賦固定資産の特例措置適用に当っては手中小企業が取得する償却資産に係る

### **⑤新型コロナウイルスへの対応**

中小企業は我が国企業の大半を占め、中小企業は我が国企業が存続を図れるな給付を行い、中小企業が存続を図れるな給付を行い、中小企業が存続を図れるよけを行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

### 所得税関係

### 1. 所得税の見直しについて

現象になっている。

現象になっている。

本は合計所得金額が1億円をピークに、率は合計所得金額が1億円をピークに、率は合計所得金額が1億円をピークに、利度となっているが、現行所得税負担用される税負担率が高くなる累進課税

で所得税の構造が逆進的になっている。 税率と分離課税が適用されているため 税率と分離課税が適用されているため 金や債券の利子といった金融所得が低

を回復すべきである。配といった基幹税としての本来の機能得税最高税率のアップを図り所得再分の離課税税率の大幅な引き上げと所

### 災害控除制度の創設について

なっている。 盗難、横領による損失が同じ取扱いに 現行の雑損控除は災害による損失と

除の創設を要望する。 といる。災害による損失は盗難、横きている。災害による損失は盗難、横きている。災害による損失は盗難、横きている。災害による損失は盗難、横

### 3. 各種控除制度の見直し

整理・合理化にあたっては、税制だを消失を対しているである。を対しているだめ、事務負担などが増加しているため、といり親控除の創設等により複雑化が著しく、事務負担などが増加しているため、人、事務負担などが増加しているため、明得税に関する各種控除は、社会変をが、現行制度の所得税に関する各種控除は、社会変

のとなるよう多角的な検討を求める。も一体として働き方改革にふさわしいもけではなく、社会保障制度の在り方など

## \* . 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴 年少扶養控除は子供手当の創設に伴 は 2 0 1 2 年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当れ、児童手当に改組された。児童手当にとって担税力が減殺されるが所得制限の前後で児童手当を とって担税力が減殺されるが所得制限 の 、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当を ある。このような観点から児童手当の まるべきである。

# 源泉所得税の納付期限について

### 消費稅関係

## · 軽減税率制度の廃止について

消費税の軽減税率制度は消費税率

回る結果となった。 10%への引き上げ時に低所得者対策として実施されたが、キャッシュレス決済での買い物へのポイント還元、プレミアム商品券の発行等による政治的なして実施されたが、キャッシュレス決して実施されたが、キャッシュレス決して実施されたが、キャッシュレス決して実施されたが、キャッシュレス決している。

法人会はこれまで消費税増税につい法人会はこれまで消費税増税につい法人会はこれまで消費税増税についるが税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。「社会保では単一税率を要望してきた。「社会保を達成するために軽減税率制度を廃止

給付措置の実施を要望する。 また、低所得者対策としては簡素な

# - て 事業者免税点制度の廃止につい

廃止すべきである。 基準期間の課税売上高1,000万円 基準期間の課税売上高1,000万円

# イス制度)について、適格請求書等保存方式(インボ

対事業者取引から排除や不当な値下げた方式(インボイス制度)に係る登録事業者の申請が開始され、2023年10月から導入されるインボイス制度は、事業者に対して、請求書や領収書の変事業者にあるものであると同時に免税事業者は適格請求書を発行できないため、

ある。

ないられるおそれがあるとして、あた強いられるおそれがあるとして、あなる。

を含め、慎重に検討すべきである。を含め、慎重に検討すべきである。おり、インボイス制度の導入に計算が一体的に計算できる仕組みが定計算が一体的に計算できる仕組みが定計算がの場合により、所得課税と消費税の保存方式により、帳簿および請求書等

### 事業承認稅制関係

# 課税について土地・建物及び非上場株の相続の非

を非課税とすること。
ま上場株の相続を非課税とすること。
まり、事業承継も実現しやすい。さいより、事業承継も実現しやすい。さいながると考える。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び非上場株の相続を非課税とすることを非課税とすること。

### 相続税・贈与税関係

# 相続税の課税のあり方について

法定相続人の数)が、(3,000万円額(5,000万円+1,000万円×年1月1日以降の遺産に係る基礎控除年1月1日以降の遺産に係る基礎控除

の数)に引き上げることを要望する。 を下げられて課税が強化された。その を下げられて課税が強化された。その を下げられて課税が強化された。その を下げられて課税が強化された。その を下げられて課税が強化された。その

# ついて贈与税基礎控除額の引き上げに

スの引き上げを要望する。 現行の贈与税の基礎控除 の円滑な移転の促進による消費拡大に の円滑な移転の促進による消費拡大に の円滑な移転の促進による消費拡大に の円滑な移転の促進による消費拡大に の円滑な移転の促進による消費拡大 の資産 の引き上げを要望する。

# の拡大等について相続時精算課税制度の非課税枠

3

度に見直しを要望する。 相続時精算課税制度は一定の直系親 相続時精算課税制度は一定の直系親 手財産の贈与には贈与税がかからず、贈 を移転できるメリットはあるものの、 下るかが分かりづらく、利用したこと いるかが分かりづらく、利用したこと いるかが分かりづらく、利用したこと から発生するデメリットも多く、利用 でる人が少ないのが現実のようである。 精続時精算課税制度は一定の直系親 相続時精算課税制度は一定の直系親

### 印紙税の廃止について

を要望する。 の、DX(デジタルトランスフォーメーリ、DX(デジタルトランスフォーメーリ、DX(デジタルトランスフォーメールに課税されるが、同じ内容でもメールに課税されるが、同じ内容でもメールに課税は契約書や領収書などの「紙」

### 地方稅関係

### 1. 固定資産税の見直しについ

検討すべきである。

虚定資産税は地価の長期的な下落に
を家の流動化に資する固定資産税制を
を家の流動化に資する固定資産税制を
を家の流動化に資する固定資産税利を
を家の流動化に資する固定資産税利を
を表した評価、居住用家屋は築後経
を表した評価、居住用家屋は築後経
を表の流動化に資する固定資産税利を
を表した。

# 2. 償却資産に対する固定資産税の

(関却資産に対する固定資産税は、中 (関却資産に対する固定資産税は、中 の設備投資を阻害している。特に、製 企業においては固定資産税が高負担と なっており、企業収益を圧迫し、企業 なっており、企業収益を圧迫し、企業 なっており、企業収益を圧迫し、企業 を業においては固定資産税が高負担と を業に対する固定資産税は、中

### 3. 不動産取得税について

る。

本動産取得税の減免又は免税を要望すもので取得者が使用するものではない。地や建物は販売を目的として取得する地のではない。

### 一超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すべきである。

②森林環境税は2018年度の税制改 に十分な配分がされないような算定 とされているが、森林が少なく林業 森林整備及びその促進に関する費用 府県への譲与が始まって、 2019年度から市区町村及び都道 らないよう調整・対応が必要である。 まう。制度開始までに二重課税とな が盛んではない都市部に相対的に多 治体に配る森林環境譲与税は、 年度以降は「二重課税」となってし 入している県にとっては、2024 独自に導入されていることから、導 整備の名目で現に全国37都道府県で る。しかし、森林環境税は同じ森林 民税に一律1,000円が上乗せされ 正で導入され、2024年度から住 また、森林環境税を財源として自 使い道が

である。が得られる算定基準の見直しが必要基準となっている。納税者から納得

### その他

# の解消について直し及び揮発油税への二重課税1.ガソリン等の税制の根本的な見

続いている。 様額分25·1円を加えた3·8円の税額が りン1ℓ当たり本則税額28·7円に暫定 が引き上げられ、1993年からガソ とするための目的税として徐々に税額 とするとものの目の税として徐々に税額

本来時限期間であるはずの税額が長年にわたっており、使用目的も道路財年にわたっており、使用目的も道路財本に対する。

額分が課せられている。り本則税額15円のほか17・1円の暫定税また、軽油には軽油引取税1ℓ当た

上限の25円を超えて2022年5月末上限の25円を超えて2022年5月末記れたが、政府は石油元売り各社に「ガソルが、政府は石油元売り各社に「ガソルが、政府は石油元売り各社に「ガソル価格を維持する政策をとっている。国平均価格を維持する政策をとっている。国工場の25円を超えて2022年5月末

の税負担増は避けて通れない。の税負担増は避けて通れない。 今後も現在では36・1円となっている。今後もりがたいが、結果的に別の形で消費者にとってはガソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者にとっては対ソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者に陥りがたいが、結果的に別の形で消費者に対して通れない。

課税を直ちに解消することを要望する。 の抜本的な見直しと揮発油税への二重 化や省エネ、脱炭素をどうするのかな 化や省エネ、脱炭素をどうするのかな 正価格の在り方やエネルギー源の多様 正価格の在り方やエネルギー源の多様 正価格の在り方とがラリン等燃料の適 型されることから、国民生活や経済活

### 震災後興

東日本大震災からの復興に向けて、2021年度から2025年度までの2021年度から2025年度までの2021年度から2025年度までの2021年度から2025年度までの2021年度から2025年度までの2021年度から2025年度までの2021年度からの復興に向けて、2021年度がある。

### ・租税教育について

まで拡充させることも必要と考える。小中高生はもとより大学生や社会人にの一つであることから、その対象者を租税教育は、国民に必要な生涯教育

### マイナンバー制度について

の公平を図るとともに電子政府の実現マイナンバー制度については、課税

載等、さまざまな対策を実施するとし 証との一体化やスマートフォンへの搭 証利用運用を開始し、今後も運転免許向けて、2021年10月から健康保険 時点でマイナンバーカードの普及率は な社会の実現」は、国民が実感できる 民の利便性向上」および「公平・公正 用できる医療機関が限られ、医療現場 ているが、その「マイナ保険証」は利 る。政府はマイナンバーカード普及に 及させる政府目標達成は困難と見られ の、2022年度末までに全国民に普 ト事業第2弾実施等により増えたもの 全人口の43%に到達し、マイナポイン して7年目となるが、2022年4月また、2016年1月に制度が開始 水準には至っていない。 いなど、目標とする「行政の効率化」「国 でも積極的な利用申請がなされていな

への理解を高めていくべきである。 れの理解を高めていくべきである。 を普及することが重要であり、個人情報保護やセキュリティ面には十分留意報保護やセキュリティ面には十分留意を普及することが重要であり、個人情で、生ずジタル社会の実現に向けて、先ずデジタル社会の実現に向けて、先ず



# 談

## **豎記未了** 取締役の責任について

2



法

古屋法律会計事務所

# 弁護士

その結果A社は倒産しX社のA社に対する債権が回収不能となったとして、 することもなかった。A社はYが辞任後、 Yに対するX社の請求は成り立つから A社の取締役(辞任登記未了のYを含む)全員に対して損害賠償請求をした。 A社の取引先のX社は、B社への多額の貸付金は不当な行為であったこと、 B社に対し、多額の貸付を行ったが、その貸付金が回収できなくなり倒産した。 YはA社の取締役として登記されていた。Yは辞任後A社に出社 日取締役を辞任した。しかし、Yの取締役の辞任登記はされず、 A社には取締役が5人いたが、そのうちのYは令和2年6月5 A社の代表取締役が経営している

た者や、 記がなされないまま登記簿上取締 上取締役として就任登記がなされ ②取締役辞任後も辞任登 小規模な同族会社の きを経ないまま登記簿 合、①正規の選任手続 場

> しばしば問題となる 社法所定の責任を追及できるかが このような表見取締役に対し、 を一般に「表見取締役」という。 役として残存する者がある。これ

> > 会社法429条1項は「役員等が は しかし、 は極めて合理的な考え方である。 ないとの考え方もある。この考え ら、この会社法の規定は適用され す。ところで1の①、 う。」と規定している。役員等の 扱っている。 あり多くの判例がこの問題を取 関係してくるのか。これが問題で 前記の①、②の場合とどのように 第三者に対抗することができな が不実であることをもって善意の の事項を登記した者は、 びそれに基づく行為の差止に努力 締役の行為についての監視義務及 職務の最も重要なものは、 に生じた損害を賠償する責任を負 該役員等は、これによって第三者 は重大な過失があったときは、 その職務を行うについて悪意また い」と規定している。この規定が いずれも正当な取締役ではないか しなければならないというもので 「故意または過失によって不実 一方会社法908条2項 ②の場合も その事項 他の取 当

決議がなく、 前記①の場合について代表的な判 最高裁の「株主総会の選任 したがって取締役で

3

り、慎重に判断されているといわ 任を認めた判例は少数にとどま 社の業務に関与しなかった者の責 もかかわらず、責任を認めた」。 れている。 な批判もあり、その後の判例は会 た者に責任を認めることには相当 責任を免れないとの理由付けによ したがって会社法429条1項の ないことを第三者に対抗できず、 条2項の類推適用により取締役で 現に加担した者は、 ることを承諾した不実の登記 はないが、取締役として登記され しかし、会社業務に関与しなかっ 会社業務に関与しなかったに 会社法908

事案で、 不可能である」との理由で会社法 業務執行を監視するなどの業務を 部においてあるいは取締役会に出 の登記がないからといって会社内 審は「辞任した取締役は、その旨 き会社法908条2項を類推適用 の第三者に対する責任についての すなわち辞任登記未了の元取締役 遂行することは法律上も事実上も し元取締役の責任を認めたが、2 し、あるいは日常他の取締役の そのような中で、前記②の場合、 1審は従来の解釈に基づ

了のまま不実の登記が継続してい 辞任した取締役の辞任の登記が未 承諾は排除する趣旨であると考え 諾に限定していることから黙示の 前記判例はこの承諾は明示的な承 権者は代表取締役であること、 がないこと及び②辞任の登記申請 が未了の場合にはそのような書面 諾書が要求されるが、 られないとして元取締役の責任を の類推適用により会社法429条 辞任した者は会社法908条2項 情が存在する場合には、 とにつき明示的 否定した。 せることにつき明示的に承諾を与 請をしないで不実の登記を残存さ い」とし、本件では辞任登記の申 承諾を与えていたなどの特段の事 えていたなどの特段の事情が認め れること等を合わせ考えると、 項の責任を免れることはできな ①取締役就任の登記には就任承 で不実の登記を残存させるこ (黙示的ではない 辞任の登記 取締役を (3)

> れる。 ることはかなり困難であると思わ 承諾を与えていたとことを立証す 登記を残存させることを明 る場合に辞任した取締役が不実の 宗的に

代表者に対

辞任登記を申請し

4

登記申請者である当該株式会社

裁は

「取締役を辞任した者

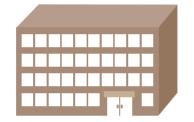
締役の責任を認めなかった。

8条の類推適用を排除

元

る実情に鑑み、 任の登記が未了の事案が散見され る。中小企業において取締役の辞 を肯定されることはないと考えれ には、会社法429条1項の責任 任後は出社していない本件の場合 以 問題点を紹介し参考に供するこ その場合の法律上

ととした。 上 一の次第 であるから、 Y が



東京国税局は、令和3年(2021年)4月に認定された「G | 山梨認定酒 | を紹介 する P R 動画 「G I 山梨 日本酒の魅力を"深"発見」を公開しています。

人気声優の前田佳織里さんと船戸ゆり絵さんの2人が、山梨県内の酒蔵を訪問し、 県産酒とこれに合う料理を紹介して「GI山梨認定酒」の魅力を伝えています。

前編・後編の2本の動画となっており、前編は「前田佳織里・船戸ゆり絵が行く 聖地巡礼」編、後編は「GI山梨認定酒とのマリアージュ」編。山梨県民の皆様に とって、お馴染みの県産酒ですが、新たな魅力を発見するかもしれません。

また山梨県民のみならず、広く国内・国外の方に山梨県産酒を知っていただける 機会になると思います。この動画は本ページのQRコードから視聴できますので、 是非ご覧ください。

なお、山梨県産のワインにおいても、平成 25年(2013年) 7月に「G | Yama nashi」が、国内最初のワインの地理的表示として誕生しています。





### 山梨 日本酒の魅力を "深" 発 貝の

### 酒類の地理的表示(GI)とは?

### G I ···Geographical Indication

地域の共有財産である「産地名」の適切な使用を促進する制度です。お酒にその産 地ならではの特性が確立されており、産地からの申立てに基づき、国税庁長官の指定 を受けることで産地名を独占的に名乗ることができます。

産地にとっては、地域ブランド確立による「他の製品との差別化」、消費者にとって は、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」という効果があります。

### 前編





### 相

### 说

# 役員退職金の支給について

談

〜社長が会長になる分掌変更時の支給注意点〜



東京地方税理士会

甲府支部

税理士 久武

員地位の分掌変更が行われるときに役員退職金を支給することもあるでしょ 多いかと思います。経済の先行きが不透明な状況下、中小企業経営者は退任時 う。今回は役員の分掌変更に伴う退職金支給の注意点をお伝えします。 も多いかと思います。一方で、常勤の重役から非常勤取締役に変わるなど、役 に完全退職するわけにもいかず、会長職や相談役として当面は寄り添うケース 後継者に代表職をバトンタッチするとともに役員退職金を支給される企業も 役員退職金の基本ポイントを簡単に説明します

### 1 役員退職金の支給方法

入されるためには、 の規定にも注意が必要です。 決定することとなりますが、 定に基づいて株主総会等で決議し ときは、 関係にある役員へ退職金を支払う 計算します。しかし、委任契約の 就業規則の退職金規定に基づいて 法人税法で役員退職金が損金算 従業員に退職金を支払うときは つまり、 定款や役員退職慰労金規 会社法に基づいて 退職金が決議 税法

> とともに、一般的には次のような された事業年度に損金経理をする 計算式で支給額を求めます。

### 役員退職金支給額= 報酬×(ロ) 役員在任年数×(ハ 7 最終月額

囲とされています。この3倍基準 倍までが損金算入を認められる範 そして、「(イ)最終月額報酬 役員在任年数」の計算額の3

> 次に計算式の項目を簡単に説明 く知られた通説となっています。

は過去の裁判例の解釈などから広

- (イ) 最終月額報酬は退任時の月額 求めることがあります。ですから、 くつか算定方法があるなか、当初 管しておくとよいでしょう。 役員報酬額を決定した議事録を保 過去の役員報酬額を証明するため、 の役員報酬額から調べて平均額を 額の変更増減が激しい場合は、 員報酬額です。在任期間中の支給 の役 Vγ
- です。 たときから退任時までの期間年数 役員在任年数は最初に役員になっ

(ハ) 功績倍率は例えば「社長30、 準を満たすことが必要ですので、 ただし、法人税法では功労加算金 功労金を加算することがあります。 の企業では、さらに30%の範囲で 数が3倍までになるよう注意して 「(ハ) 功績倍率×功労加算」の係 の取り扱いを特に規定していませ 労金規定に定めておきます。 付に応じた倍率係数を役員退職慰 2.0、平取締役1.0、…」などと、 結局は、決定支給額が3倍基 専 役 務

### 2 退職金を受け取った人に かかる諸税金

ど、税負担が軽くなるよう配慮さ うな計算式で退職所得を求めます。 れています。具体的には、次のよ 他の所得と分離して課税されるな て、手厚い退職所得控除を設け、 し、長年の勤労に対する報償とし 退職金の収入は退職所得に該当

### 退職所得=(退職金収入金額-退職 **所得控除※)× 1/2**

※退職所得控除は、勤続年数 で計算します。 円 + 70万円×(勤続年数-20年)」 数」、20年超の場合は「800万 年以下の場合は「40万円×勤続年 が 20

だし、役員等勤続年数が5年以下 では退職所得が発生しませんし、 け取る退職金は、800万円ま ませんので注意してください。) 最後の2分の1計算の適用があり 退職手当等」に該当し、計算式の である人への退職金は「特定役員 金額がさらに半分となります。(た 800万円を超えてもその超えた つまり、 勤続年数20年の人が受

所得税及び復興特別所得税や住民 納税は、 退職金を受け取るときに

ます。 して確定申告をする必要がありま 税が源泉徴収または特別徴収され 手続が完了してい ´ません。 尚、 退職金の受取時に所定 社会保険料は対象とな れば、 原 別と

### 3 役員の分掌変更時での 退職金支給の注意点

れ るケースについて、 「退職給与を支払うことが認めら 例示がされています。 |達9―2―3で次のような3つ 役員の分掌変更が行われ 法人税基本 た場合

### (1) 常勤役員が非常勤役員になっ たこと

(3) 分掌変更等の後におけるその (2) 取締役が監査役になったこと 以上の減少)したこと 役員の給与が激減(おおむね5%

1 営上の主要な地位から外れる」と な地位を占 いなくても実質的に経営上の主要 る場合の退職金支給は認められて 表権を有したまま非常勤役員にな の非常勤役員になる例示では、 れませ ません。また、 ん。 逆に言えば、 めている場合も認 代表権を有 この めら 経 代

> ない です。 れ る、 ことを示唆しています。 る、 ②主要取引先との交渉から外 こととされています。 具体的には、 ③社内の重要事項を決裁し かなりの影響力低下となる 「①非常勤にな です

が低下することです。 き点は、 給与は認められません。注意すべ ることを例示しています。 n の取締役が監査役になる場合、 一査役が取締役になるときの退職 合に限り退職金支給が認められ 務内容が激変し監査役になった までの経営を行う取締役から、 分掌変更後の役員 の地 一方、 位

ところ、 多方面に注意が必要です。 た過去の裁判例もありますので、 また、 :有株式の割合も減少すべきとし 事情かどうかです。 役員の地位低下とともに、 実質的に退職したと同 つまる

3 たとはみなされなくなるかもし 合 比べてそれでも報 分以下となっても、 ることも重要なポイントです。 の月々の給与が半分以下に減少 は、 必要です。 役員の人数が多い会社は注意 実質的 分掌変更後、 に重要な地位 酬がまだ高 他 の取締役に 仮に半 を退 1 特 す

### 4 まとめ

はどんな状態なのかに注意が必

ません。

与となると本来の納税額がかなり が発生しますし、 算入できず、修正すべき法人税等 出 賞与とみなします。 仮に税務調査があるなどして、 済の役員退職金が否認され できていない賞与ですから 通常、 その役員退職金は 源泉所得 当然に事 |税も賞 る場場 損 前 役 支 員 届

職金の支給時期となるよう注 容を改めて想定し、 方々は、 金を受け取る予定がある経営者 の事情にあると認められることが 変更後に実質的に退職したと同様 に役員退職金を支給する場合は めに代表権を譲 社長が会長に分掌変更するとき 要な注意点です。 承継後のご自身の ŋ 次期後継者に 適切な役員退 同時に退 職務内 意 職 0

早

重

多くなりそうです。



### パズル・数独 Ouiz

※ルール:まだ数字の入っていな いマスに、1から9までの数字のど れかをひとつずつ入れましょう。

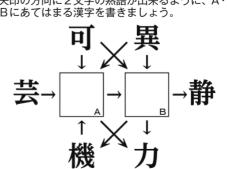
ルール: タテの列、ヨコの列、 太線で囲まれた3×3のブロックの いずれにも、1から9までの数字が ひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合 計はいくつでしょう?

_								
	4				1	7		
		1	5					2
		3		6			8	
	5				9	3		
3								8
		4	2				9	
	2			5		1		
5					3	9		
		9	1				2	

### パズル・熟語づ Ouiz 7

矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



Quiz の答えは P22

### 会社のための流作





(協力:甲府税務署)

### 源泉所得税

### 年末調整手続を電子化してみませんか?



社 長

毎年、年末調整の時期は給与担当の2人には苦労を掛けて申し訳ないね。我が社も昨年 からテレワークを導入して、皆が毎日出社しているわけではないので、これまで紙で提 出してもらっていた扶養控除等申告書や保険料控除申告書等の年末調整申告書を、デー タで提出してもらう方がやり取りが楽になるかなと思うのだけど、どうかな。



良いと思います。

もし、従業員から提出してもらった年末調整申告書データを給与システムにそのまま取 り込めれば、各人の情報を給与システムに入力し直す必要もなくなりますから、業務を 効率化できます。年末調整申告書を紙で保存しなくて良くなるので、書類の保管場所に 悩まなくてすみますしね。



加えて、従業員に、国税庁ホームページや公式アプリストアからダウンロードできる「年 調ソフト」で年末調整申告書を作成してもらえば、控除額が自動計算されますから、検 算も不要ですし、誤りも減ると思います。



そうだな。我が社の給与システムが年調ソフトに対応しているのであれば、今年から年 調ソフトを使用することにしたいので、早速、給与システムの開発会社に確認しておい てくれるかな。



分かりました。

年調ソフトの操作方法等については、国税庁ホームページに掲載されていますし、年調 ソフトヘルプデスク (0570-02-4563) に質問できるそうなので、確認して従業員に周 給与担当者 A 知しておきます。





以下の控除証明書等についてもデータで提出してもらうことができるとのことなので、 こちらもデータ提出してもらうようにしたいな。こちらも我が社の給与システムが対応 しているか確認して、従業員に周知しておいてくれるかな。

①保険料控除申告書をデータ提出してもらう場合は、保険料控除証明書

②住宅借入金等特別控除申告書をデータ提出してもらう場合は、住宅借入金等特別控 除証明書、年末残高証明書



はい。なお、保険会社等によっては、控除証明書等の電子データによる交付にまだ対応 していないところもあるそうですので、保険会社等のホームページ等で各自確認しても らう必要がありますね。

給与担当者 B



そうだな。それから、政府が運営している「マイナポータル」というオンラインサービ スを利用するとさらに便利と聞いたのだけど。





マイナポータル連携(※)のことですね。マイナンバーカード及びその読み取り機器が 必要になりますが、複数の控除証明書等データをまとめて自動取得できますし、自動取 得したデータ内容が年末調整申告書に自動反映されるので、年末調整申告書の作成がよ り簡便になりますから、従業員に案内しておきます。(※保険会社等によってはマイナポー **給与担当者 A** タル連携に対応していない場合がありますので、国税庁ホームページでご確認願います。)

### 自主点検チェックシート・ガイドブックについて(その3)

前回は、点検項目のうち「II. 貸借関係(資産科目)」についてご紹介しました。 今回は、「II. 貸借関係(負債・資本科目)」です。

[Ⅱ. 貸借関係(資産・負債科目)] の点検項目は、次のように分かれています。

- 〇支払手形
- 〇買掛金・未払金・未払費用
- ○前受金・仮受金・預り金
- 〇借入金

それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきた いと思います。

	点検項目	ポイント
42	決算期末においては、締め 後の取引についても、買掛金 等に含めていますか。	売掛金等と同様に、締め後の取引も計上漏れがないようにする必要がありますが、販売費や一般管理費については、法人税法上、「債務確定基準」を満たさないと損金の額に算入できません。「債務確定基準」とは、①債務が成立していること、②相手方から給付があったこと、③金額が合理的に算定できることです。
43	配当の未払金については、 支払が確定した日から1年が 経過したものについて、適正 に源泉徴収がされていますか。	支払が確定してから1年経過してもなお未払となっている配当や役員に対する賞与は、1年を経過した日に支払いがあったものとして源泉所得税を納付することとなっていますので、確認しましょう。
45	未精算の残高・期間が多額・ 長期化しているものがないか 確認していますか。	前受金、仮受金、預り金等で残高が多額であったり、期間が長期化しているものがないか確認しましょう。内容によっては、売上などの収益として計上すべきものになる場合があります。
48	契約書の内容を確認していますか。 役員、グループ法人からの借入金はその理由が明確にされていますか。	特に役員、グループ法人からの借入金については、稟議書・決裁書等により借入の理由が明確にされているか、利率や期間等の契約条件が適正かどうか等、税務調査で確認されることがあります。

### 山梨県からのお知らせ





### インターネットで簡単・便利!

### 地方税の納付に エルタックスの活用を!

**eLTAX**(エルタックス)は、地方税における手続きを、インターネット を利用して、電子的に行うシステムです。

地方税の申告・申請・納付の手続きを、窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

### 電子納税のメリット

- 1 全ての地方公共団体へ電子納税ができる!!
- 2 納付日を指定してダイレクト納付ができる!!
- 3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
- 4 電子納税で納付事務の負担軽減!!
- 5 手数料無料!! 0円

eLTAX 紹介動画 簡単便利な電子申告・電子納税



### 電子納税できる地方税の種類

- ①法人県民税
- ②法人事業税
- ③特別法人事業税(地方法人特別税)
- 4法人市町村民税
- ⑤個人住民税(特別徴収分)
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など

※特に、個人住民税(特別徴収分) は、複数の地方公共団体へ一括 して納税することができるため、 事務負担が大幅に軽減されます。 また、給与支払報告書・源泉徴 収票も一括して送信することが できます。

《令和5年4月1日から》電子納税できる税目の追加

**固定資産税 都市計画税 自動車税種別割 軽自動車税種別割** 新たに、これらの納税がパソコンやスマートフォンからいつでも行える ようになります。

### eLTAX について更に詳しい情報は

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp



山梨県総務部税務課

TEL: 055-223-1386

### 新入会員紹介(令和4年5月~8月) (順不同・敬称略)

### Pull.of the moon 株式会社

代表者 細田 正人 業 種 リフォーム業

甲府市山宮町 3167 - 33 住 TEL 055-215-0477

メールアドレス Pull-of-the-moon-hs-hosoda@e-mail.ip

### 合同会社 コモリ

代表者 古守 史直

業 種 製造業

住 甲府市落合町 450 - 2

TEL 055-244-3588 FAX 055-244-5788

メールアドレス info@kv-komori.jp

### 明比工業 株式会社

代表者 香原 輝治 建設業 業 種

住 甲斐市篠原 1538 - 2 所

TEL 055-279-5796 FAX 055-279-5796

### 有限会社 ダイメックス

ディラジ シンギ 代表者

業 種 宝石卸売業

住 所

甲府市上石田 4 - 4 - 23 TEL 055-235-5108 FAX 055-235-5109

メールアドレス dimex@dimexdiamond.com

### 株式会社 ハイメディック

代表者 津金 恭平

業 種 民間救急サービス

北杜市須玉町大蔵 1426 - 4

TEL 0551-42-2862 FAX 0551-42-2862

メールアドレス himedic.inc1199@gmail.com

### 株式会社 アリーナ ジュエルズ

ダニ アンキット

業 種

甲府市上石田 4 - 8 - 39 TEL 055-288-1747 FAX 055-288-1749

メールアドレス arinajewels@hotmail.com

### 有限会社 マックス工業

代表者 市川 広一郎

業 種 建設業

住 所 昭和町河東中島 1752

TEL 055-275-8475 FAX 055-275-8474

メールアドレス max@wit.ocn.ne.jp

### 株式会社 ホースブリッジ

小須田 牧

畜産業、サービス業 業 種

北杜市高根町清里 3545 - 4615

TEL 090-2672-1177 FAX 0551-35-9117

メールアドレス info@horse-bridge.jp URL https://horse-bridge.jp/

### 株式会社 エコクリーンシステム

代表者 山下 敦 業 種 製造業

住 所 長野県塩尻市広丘野村 1808

TEL 0263-88-8660 FAX 0263-52-6177

### 有限会社 TRAFFIC security ASK

代表者 嶌津 あすか

業 種 警備業

住 所 身延町下山 265 - 1

TEL 080 - 6729 - 4759

### 【P16 の答え】Quiz 1:8(1+7)

2	4	5	3	8	1	7	6	9
8	6	1	5	9	7	4	3	2
9	7	3	4	6	2	5	8	1
6	5	2	8	7	9	3	1	4
3	9	7	6	1	4	2	5	8
1	8	4	2	3	5	6	9	7
4	2	6	9	5	8	1	7	3
5	1	8	7	2	3	9	4	6
7	3	9	1	4	6	8	2	5

Quiz 2:A···能、B···動

第3回)

源泉部会講習会

貴金属卸業

住

傾聴のスキル

・叱るスキル

ほめる、承認するスキルなど

発行日

4年8月25日

甲府市中央4丁目12番21号 広報委員長 TEL 055-237-777 式会社サンニチ 輿 水 和刷 順彦

4

発行所

公益社 団法人 甲府法人会

・アドラー心理学の「勇気づけ」 コーチングスキル向上研

(第3回) 10 月 27 日

【内容】職場内コミュニケーション・ 甲府法人会館

【内容】コミュニケーションの能力・チームカ向上研修 ・自分の心にやる気を起こさせる3つの方法 ワークで学ぶチームカ向上の秘訣 チームのモチベーションを アップさせる方法 など

)スキルアップセミナー(女性社員向け 9月7日 甲府法人会館

第2回)

年末調整事務(各種用紙配付)

月8日 東京エレクトロン韮崎文化ホ (第5回)

11月2日

アピオ甲府タワー館

10月13日 消費税について 年末調整事務【初心者向け講座】

10 月 12 日 アピオ甲府タワー館 東京エレクトロン韮崎文化ホ JĹ

(第4回)

退職所得の源泉徴収事務

·上級共通 9月1日 アピオ甲府タワー館 東京エレクトロン韮崎文化ホー

修会等の予定

研

法人会会員の皆さまへ

### る法人会貸倒保証制度が

皆様の攻めの経営を

サポートします!



与信管理を<mark>賞倒保証制度</mark>へアウトソーシングすることで、 経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

### 「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に 御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case 1

### 卸売業

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に 対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668<sub>7F</sub>

Case 2

### 製 造 業

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理手続きの通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

**1,000**万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積はカンタン

無記名包括 プラン

### まずは|**売上局**]と|**莱槤**]をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。
専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問合せ先

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 山梨支店 山梨第一支社 担当:吉川 〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16 TEL:055-228-4331 FAX:055-228-4385

B21-902494 使用期限: 2023年7月31日